

経理責任者等会議記録

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|---|-------|----|--------|---|-------|---|---|----|--------|---|---|-----|--------|-----|---|---|--------|---|---|----|-------|---|---|----|---------|---|---|----|-------|---|---|----|---|---|---|---|-------|--|---|---|--|---|---|--|---|---|---|---|-----------|--|---|---|---|---|---|--|---|---|--|---|------|--|---|---|---|---|-----|--|---|---|--|--------|---|--|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|--|---|---|--|---|
| 1 | 日 時 | 平成30年3月28日(水) 午後1時30分開議 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 場 所 | 議会棟1階第1会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席議員 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民クラブ</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">座長</td> <td style="width: 10%;">岩</td> <td style="width: 10%;">堀</td> <td style="width: 10%;">研</td> <td style="width: 10%;">嗣</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>渋</td> <td>谷</td> <td>剛</td> <td>士</td> </tr> <tr> <td>公明党</td> <td style="text-align: center;">副座長</td> <td>高</td> <td>橋</td> <td>伸</td> <td>之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>鈴</td> <td>木</td> <td>智</td> <td>明</td> </tr> <tr> <td>まつど自民</td> <td></td> <td>大</td> <td>谷</td> <td>茂</td> <td>範</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>大</td> <td>塚</td> <td>健</td> <td>児</td> </tr> <tr> <td>日本共産党</td> <td></td> <td>高</td> <td>木</td> <td></td> <td>健</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>山</td> <td>口</td> <td>正</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td>政策実行フォーラム</td> <td></td> <td>D</td> <td>E</td> <td>L</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>増</td> <td>田</td> <td></td> <td>薫</td> </tr> <tr> <td>市民力属</td> <td></td> <td>山</td> <td>中</td> <td>啓</td> <td>之</td> </tr> <tr> <td>無所属</td> <td></td> <td>大</td> <td>橋</td> <td></td> <td>博 (欠席)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>箕</td> <td>輪</td> <td>信</td> <td>矢</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>桜</td> <td>井</td> <td>秀</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td></td> <td>中</td> <td>田</td> <td></td> <td>京</td> </tr> </table> | 市民クラブ | 座長 | 岩 | 堀 | 研 | 嗣 | 〃 | | 渋 | 谷 | 剛 | 士 | 公明党 | 副座長 | 高 | 橋 | 伸 | 之 | 〃 | | 鈴 | 木 | 智 | 明 | まつど自民 | | 大 | 谷 | 茂 | 範 | 〃 | | 大 | 塚 | 健 | 児 | 日本共産党 | | 高 | 木 | | 健 | 〃 | | 山 | 口 | 正 | 子 | 政策実行フォーラム | | D | E | L | I | 〃 | | 増 | 田 | | 薫 | 市民力属 | | 山 | 中 | 啓 | 之 | 無所属 | | 大 | 橋 | | 博 (欠席) | 〃 | | 箕 | 輪 | 信 | 矢 | 〃 | | 桜 | 井 | 秀 | 三 | 〃 | | 中 | 田 | | 京 |
| 市民クラブ | 座長 | 岩 | 堀 | 研 | 嗣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 渋 | 谷 | 剛 | 士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公明党 | 副座長 | 高 | 橋 | 伸 | 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 鈴 | 木 | 智 | 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まつど自民 | | 大 | 谷 | 茂 | 範 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 大 | 塚 | 健 | 児 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本共産党 | | 高 | 木 | | 健 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 山 | 口 | 正 | 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策実行フォーラム | | D | E | L | I | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 増 | 田 | | 薫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民力属 | | 山 | 中 | 啓 | 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無所属 | | 大 | 橋 | | 博 (欠席) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 箕 | 輪 | 信 | 矢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 桜 | 井 | 秀 | 三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 | | 中 | 田 | | 京 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 出席事務局職員 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局 長</td> <td style="width: 10%;">小</td> <td style="width: 10%;">川</td> <td style="width: 10%;">弘</td> </tr> <tr> <td>庶務課 長</td> <td>三</td> <td>根</td> <td>秀洋</td> </tr> <tr> <td>庶務課長補佐</td> <td>渋</td> <td>木</td> <td>奈緒美</td> </tr> <tr> <td>庶務課長補佐</td> <td>田</td> <td>中</td> <td>実</td> </tr> <tr> <td>庶務課長補佐</td> <td>板</td> <td>花</td> <td>倫子</td> </tr> <tr> <td>庶務課主査</td> <td>今</td> <td>野</td> <td>貴章</td> </tr> <tr> <td>庶務課主任主事</td> <td>太</td> <td>田</td> <td>佑樹</td> </tr> <tr> <td>庶務課主事</td> <td>菊</td> <td>池</td> <td>弘和</td> </tr> </table> | 事務局 長 | 小 | 川 | 弘 | 庶務課 長 | 三 | 根 | 秀洋 | 庶務課長補佐 | 渋 | 木 | 奈緒美 | 庶務課長補佐 | 田 | 中 | 実 | 庶務課長補佐 | 板 | 花 | 倫子 | 庶務課主査 | 今 | 野 | 貴章 | 庶務課主任主事 | 太 | 田 | 佑樹 | 庶務課主事 | 菊 | 池 | 弘和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 長 | 小 | 川 | 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庶務課 長 | 三 | 根 | 秀洋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庶務課長補佐 | 渋 | 木 | 奈緒美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庶務課長補佐 | 田 | 中 | 実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庶務課長補佐 | 板 | 花 | 倫子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庶務課主査 | 今 | 野 | 貴章 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庶務課主任主事 | 太 | 田 | 佑樹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庶務課主事 | 菊 | 池 | 弘和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

5 会議に付した事件

(1) 通信交通費の取扱いについて

①上限額を月1万円から年12万円への見直しについて

②携帯電話料金の支出項目（オプション等）について

(2) その他

6 会議の経過及び概要

岩堀研嗣座長

今日の会議の目的ですが、これから皆さん政務活動費の報告をされることと思うのですが、報告するに当たって、皆さんで共有しておくべきものを確認しておきましょうというものになりますので、よろしくお願いいたします。

まず議題に入ります前に、今後のスケジュールを確認させていただきたいと思いますので、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

庶務課長

平成29年度の政務活動費の収支報告書の提出期限は、休日が入りますことから4月27日の金曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、閲覧時期につきましては、5月中旬を予定しております。

中田京議員

日には決まっていないのですか。

庶務課長

建設経済常任委員会の視察等もございますので、5月11日午後から5月16日ということで、例年どおり、正味3.5日間ほど予定させていただいています。

山中議員

5月16日5時まで。

庶務課長

5月16日5時までです。

中田京議員

5月11日、14日、15日、16日ということによろしいですか。

庶務課長

そうですね。

岩堀研嗣座長

その閲覧期間後に、また皆さんにお集まりいただいて会議を行いたいと思うのですが、その日程については、具体的に決まっていますか。

庶務課長

平成29年度出納整理期間までに戻入処理等を行う必要があるため、5月2日、23日あたりで行いたいと考えております。

経理責任者等会議の開催日時等につきましては、正副座長と相談して決めさせていただきたいと思っております。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。今、事務局より御提案いただいたのですが、昨年に関しては、それまで今回と同じ3.5日間だったのですが、閲覧期間をもう少し延ばしていただきたいということで、1日延ばして4.5日間にしたという経緯があります。

今回は事務局で、いろいろ検討してみた結果、どうしても3.5日間の枠内でしか難しいというようなお話をいただいているのですが、その辺について、いま一度説明をいただいてよろしいですか。

庶務課長

ゴールデンウィークも入ることから、政務活動費の内容について議員とのやりとりができないこともございまして、また2,000万円ほどの領収書を事務局でチェックするに当たって、取りまとめの関係もございまして、少しお時間をいただきたい。皆さんに見ていただく状態にするまでに、5月11日午前中いっぱいまでかかってしまうというように考えてございます。

岩堀研嗣座長

まず、収支報告書の提出が条例で4月30日までというように決まっております。事務局では皆さんから提出していただいた収支報告書や領収書を確認し、議長決裁を終えたものから、皆さんにお見せできるような状態にする作業を行っています。それを経て、初めて皆さんが閲覧することができるのですが、もう少し閲覧期間の幅を広げたいというように考えた場合に、皆さんがもし御協力いただけるのであれば、できるだけ多くの方に4月30日より早い段階で提出していただいて、議長決裁が済んで用意ができたものから、閲覧できるような状況になると思われるのですが、それでも、この日程じゃないと厳しいのですか。

庶務課長

そうですね。

岩堀研嗣座長

その辺の理由を、もう一回教えていただいてもいいですか。例えば、4月30日が締め切りとなっていますが、仮に、ここにいる皆さんが4月20日に全員提出していただいたとしたら、いかがですか。

庶務課長

今、岩堀研嗣座長から4月20日に全員ということでお話しがございましたけれども、早目に提出していただければ、その分、早目に確認させていただいたり、できる可能性はございます。ただ、やはりまだ領収書が来ていなかったり、提出できないものもございますので、なるべく早目に1回見せていただくとスムーズに作業ができると考えてございます。

岩堀研嗣座長

基本的には、5月11日の午後から3日半閲覧できるのですよね。もし早目に多くの方が提出していただいた場合、それより前に閲覧することは難しいですか。

庶務課長

早目に提出していただいた方が多い場合についても、例えば、あと半日早めてほしいということが可能かどうかは……。ただ、何人かまでしか準備できていない可能性はあるのですが、できている分だけでも見たいということであれば、それは可能でございます。

岩堀研嗣座長

今の話の形で、前年度は4.5日間に広げたのですけれども、結局初日に見られたのが何冊ぐらいでしたか。

庶務課長

5冊あるかないかぐらいです。

岩堀研嗣座長

要は、皆さん提出期限間際に提出していただいているので、せっかく初日に見ていただいても、5人分しか準備ができていなかったという状況なのです。ですから、条例として4月30日が期限なのですけれども、例えば、できている人に関しては、4月20日まで一旦出しましょうというようなことができれば、議長決裁が済んで整ったものに関しては、できる範囲で前日、前々日に

なるかもしれないですけれども、見せていただける可能性があるということですから。その辺どうしていきましょうかというところなのです。

中田京議員

たくさんあるところのほうが大変です。私は1人分だから頑張れます。ただ、去年の覚えでは、割と早目にお出ししたのですけれども、ここ少しと言われたのが数日経ってしまっていて、もっと早く言って欲しいと思いました。

段取りがあるから、なかなかそうはいかないと思うのですけれども、岩堀研嗣座長がおっしゃるように、そこを努力目標にして、何かがあったら直せる、直してなおかつ間に合うというように、みんなが心がけるというレベルでしかないのではないですか。

岩堀研嗣座長

そうですね。

中田京議員

頑張るという感じで。

岩堀研嗣座長

そうしたら事務局案、とりあえず5月11日の午後から5月16日の3日半が閲覧期間ということなのですけれども、閲覧期間に関しては、原則これで決定してよろしいですか。

中田京議員

間に合うものがあれば、5月11日の朝からでもありがたいような気はします。

岩堀研嗣座長

多分作業も大変なので、もしかしたら、その5月11日の前日ぐらいに見られる状態になるかもしれないぐらいの認識で、事務局にも頑張ってもらっていて、完全にお出しできる状態のものがあれば、状況に応じて対応していただくということでもよろしいですか。

中田京議員

はい。

岩堀研嗣座長

正式には、5月11日午後から5月16日ということで、よろしくお願いたします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩堀研嗣座長

それから、その閲覧期間を受けての経理責任者等会議ですが、5月中旬以降、5月22日から5月24日の間で行いたいということなのですけれども、これは皆様方のご都合をおっしゃっていただいて、なるべく早いタイミングのほうがいいと思うのですが、いかがですか。

山中啓之議員

誠に申しわけありません。もう事務局には出していますけれども、5月22日は政務活動を入れさせていただいております。

中田京議員

5月22日の午前中と5月24日の午前中は予定を入れてしまっております。

岩堀研嗣座長

そうしたら、5月23日の午前中ではいかがですか。皆さん、よろしいですか。

箕輪信矢議員

私は微妙です。

岩堀研嗣座長

わかりました。その前に、大橋博議員が欠席の旨、御連絡がありましたのでここで報告いたします。もし、どうしても出席がかなわない場合には、申しわけないのですけれども、事務局なりほかの方から様子を聞いて、お答えをいただければと思います。

高橋伸之副座長

これは午前中ですか、午後ですか。

岩堀研嗣座長

午前中のほうがいいですね。

なるべく早いほうがいいというのは、政務活動費を万が一返還するような事項が出てきた場合……。

中田京議員

処理しなければならないですからね。

岩堀研嗣座長

そうですね。対応の時間が非常に限られるということで、ですから、5月23日の午前中でよろしくお願ひします。そうしましたら10時にいたしましよ
う。

山中啓之議員

決定でいいですか。

岩堀研嗣座長

はい。

山中啓之議員

ありがとうございます。

岩堀研嗣座長

あと、スケジュール的なことで何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩堀研嗣座長

特になければ、進めさせていただきたいと思ひます。

庶務課長より日程の説明どおり、5月23日の10時からということで決定いたしましたので、事務局の事務手続等を考慮して、早目の御提出をお願いしたいと思ひます。また、提出いただいた書類等の確認を、前年と同じように、経理責任者等会議の各議員で閲覧期間にお願いしたいと考えております。よろしくお願ひします。

山中啓之議員

1点だけよろしいですか。

今の日程に関して、何も異存はありません。ただ1個教えていただきたいのは、このタイミングで、例えば、4月末まで出すところを、10日早めるとか、2週間早めるというのは、もう作業が入っている以上難しいと思うのです。

ただ、来年度が始まる前に知っておきたいのは、やり方として、例えば、1週間早めれば閲覧期間が1日早まるのかどうか、そういうのがある程度わかれば目標を決めて、4月15日に出しましょう、4月20日に出しましょうとか、4月1日から意識していれば、そういうやり方でやらせていただきたいと、毎年チェックさせていただいている身としてはすごく思うのです。見る人が数人ならば何とかいけるのですが、それが今後増えていきますと、選挙の年ということもありますし、早目にやっておいたほうが良いと思うので、目標値みたいなものを教えていただけるとありがたいです。

結局4月15日にやっても、4月30日にやっても、支払い証明でやるしかないクレジット決済とか皆さんありますので、その4月15日で、差になる人がどれぐらいいるのか怪しいと思うので、決めて目標でやるしかないのではないですか。だめであれば4月30日という条例に従う。頑張りましょうという空気をつくれるのであれば、目安でも教えていただいて、協力すればいい。ただ、どれぐらい早くすればいいかわからないのに、早く、早くと言われて、閲覧期間が早まるか早まらないかわからないという、なかなか集まらないのではないかと思います。

岩堀研嗣座長

わかりました。まず、4月30日というように条例で決まっているので、なかなか現段階では動かしようがないと思うのですけれども、なるべく早くということに関しては、今回はいかがでしょうか、事務局として、大体どのぐらいを目安に出していただくのか理想等ありますか。4月20日ぐらいとか、4月25日とか。

山中啓之議員

半日早めるのに何が必要なのですか。

庶務課長

年度始めは、いろいろと事務があるところですが、大体4月20日ぐらいにいただけると、休みの前までに事務局で確認させていただいて、議員と電話等で修正や差し替え等のやりとりができると考えています。

山中啓之議員

1回目は4月20日を目指します。

岩堀研嗣座長

そうしたら第一目標を4月20日ということで、これで、どれだけの方が今回提出していただけるかによって、また、その後の様子も違ってくると思いますけれども、一旦提出できる方がいらっしゃれば、ぜひということをお願いしたいと思います。

中田京議員

ここで言うことかどうかわからないのですが、割とよく見せていただいているほうだと思っています。会派の方はとても大変だと思うのですね。会派の分は、会派の会計、経理責任者が見ていらっしゃるのですが、会派の個人の分の細かなところのお目通しが、会派全体の分より薄いと思うときがあるのです。ですから、4月20日を守るのもいいのだけれども、むしろ会派の個人の分で、少し直せば済むようなことを、その手前のところでチェックしておられると事務方も楽だろうと思うので、そういうこともありますとだけ申し上げたいと思います。

岩堀研嗣座長

わかりました。意見としていただきたいと思います。

(1) 通信交通費の取扱いについて

- ①上限額を月1万円から年12万円への見直しについて
- ②携帯電話料金の支出項目（オプション等）について

岩堀研嗣座長

お手元に配付の次第に則りまして、続けさせていただきたいと思えます。

それでは、(1) 通信交通費の取り扱いについてですが、前回の会議におきましても、いろいろな御指摘を皆様方からいただきました。

そもそも通信交通費のことに關してなのですけれども、もともと領収書なしで月1万円という状況だったのですが、これに戻してもいいのではないかという意見もございまして、もう少し政務活動費を広い視野で、柔軟に話し合うような機会があってもいいのではないかという意見が出ました。

このことについて、正副座長で話し合いまして、事務局もいろいろ調べていただいたのですけれども、領収書の件につきましては、政務活動費の交付に關する条例というものがございまして、ただいま条例文を配ります。

[資料配付]

岩堀研嗣座長

こちらの資料3ページ目の一番下の行になるのですが、第8条というのがありまして、この次をめくっていただきますと、議長は透明性の確保に努めるといように条例で記載されております。

この領収書を添付するようになったのが、前深山能一座長のときに、領収書をつけましょうという御提案がありまして、それを幹事長会議に諮って決定した上で、その当時、大井知敏議長だったのですけれども、平成27年度から通信交通費に關しては、領収書をつけるようにしましょうという経緯になっております。

ですから、その領収書を、前のような状況に戻したほうがいいのではないかという声もあるかと思うのですけれども、基本的には、やはり今の段階では、透明性の確保という点で後退してしまうので、かつ今回、改選の年でもあるので、今取り扱いについて形を変える時期でもないのかなと。

もしこのことについて、改めて議論する必要があるのであれば、来期にまた議会の活性化等で、恐らく報酬等の議論もなされてくると思うので、これと併せて、必要であれば、もう一度広く議論していったらいいのではないかということで、正副座長で意見がまとまりました。そのようなことを、まずはお伝えさせていただきたいと思えます。

その前提で、ただ、これから作業するに当たって、項目を整理しておいたほ

うがよいのではないかとこのように考へたのが、以下の次第の2（1）の①、②、2点の項目このように考へております。

高木健議員

これは新年度からではなくて、改選後という扱ひになるのですか。

岩堀研嗣座長

その辺も含めて、少し意見交換させていただこうと思つてはいるのですが、基本的には、これまでの形を踏襲していくほうが、おそらく4年間のうちに、あえて形を変えるよりもよいのではないかとこのように感じております。

中田京議員

年度末の今日集まったのは、4月に報告しなければならない内容についての確認の会議ですね。

岩堀研嗣座長

それで、前回の会議のときに……。

中田京議員

これについて、お話をしましょうということによろしいですか。

岩堀研嗣座長

そうです。

中田京議員

わかりました。

岩堀研嗣座長

①、②にありますように、前回、例えば、通信交通費に関しては、上限額を月1万円から年12万円に見直したほうがよいという御意見を出されましたので、これについて、今期に関しては、同じ形でやっていったほうがよいのではないかとこのように思つてはいるのですが、もう少し御意見として、皆さんのお話も伺っておきたいという議題となっております。

この月1万円から年12万円というのは、例えば、3月定例会であれば、なかなか我々も移動する機会等も少なくなるので、月1万円に達することがないケースもあるわけですね。ところが、年間12万円このように考へれば、例えば、1万5,000円かかった月から3月分に充当できるというイメージの御提

案だったのですけれども、この辺について、もし何か御意見等ありましたら、出していただきたいと思います。

山中啓之議員

本来の趣旨からすれば、領収書が添付義務になったので、1万円という根拠はもう崩れていると思うのです。従来は領収書がなかったから、1万円ぐらいでしょうという政治的決定だったと私は理解していますから、領収書をつければ、極端な話、日本の果てまで行く可能性もあるかもしれないので、ありだと思いますが、先ほど岩堀研嗣座長がおっしゃっていたように、改選前、議会であまり大きな変更はしないほうが良いというのが基本線だとも思います。

よって、私はこの①が何で出てきたのか、にわかにはわからないのですけれども、こうしたいと言いだした方がいらっしゃって、そうしたほうが使いやすいという方がいらっしゃるのであったら、それを妨げるものではないと思っています。私は、別に変えていいと思っていますし、それが今のタイミングでなくても、必然性がなければ、次でもいいと思っています。

中田京議員

私は交通費に関して、昨年度、明らかに議会開催月は、動かないからほとんど使っておりません。そうすると、そこは本当に無いに等しいような交通費で、ほかのところの月は、1万円を超しても1万円までということになると、絶対に12万円という額にいかない。ということは、月1万円、年間12万円というのは、有効性がないということになるので、年間12万円まででよろしいのではないかと思います。ですから、改まるなら、私はそのほうが良いと思います。

高木健議員

今、通信交通費の領収書の取り扱いについて、例えば、1月分の取り扱いについてということで、領収書を添付していただいて、このうちの1万円を支払うものとする、月単位でそういう処理をされているわけですね。つまり、12枚の報告書のようなものが提出されている状態ですね。

山口正子議員

12か月分について。

高木健議員

そういったことを考えると、やはり書類をつくる手間、煩雑さ、チェックするほうの手間というものもあると思います。それを考えると、やはり12か月分

まとめて、あるいは改選の年であれば、8か月と4か月という形にしたほうが、書類を作成、チェックの体制も、よりやりやすくなるのではないかとというように思います。

山中啓之議員

その理由には反対だけど、まあ、いいです。市民にどう見えるか。

岩堀研嗣座長

ほかにありませんか。

正副座長としては、先ほども申し上げたとおり、この件に関しては、統一の方法を当てはめてやったほうが、例えば、市民から見る側に立ったとしても、わかりやすいのではないかという思いもあるので、今回の提出に関しては、これまでのやり方で同様に行っていただきたいというように思いますけれども、それでよろしいですか。御意見として伺っておいて、また来期のほうで少し検討できればというように思います。

山中啓之議員

来期こそ変えにくいのではないですか。今期の分で変えておいたほうがいいのではないかと、少し思ったのですけれども。変えるなら来々期になりますよね。選挙後の4月になってしまいますので、私は、変えるなら今期だと思いません。

山口正子議員

今回決定すれば、4月から新しい方法にということですか。

高木健議員

そういう意味ですね。

山口正子議員

来期となると、12月からということになりますよね。

山中啓之議員

改選をまたぐ。

高木健議員

12月以降に会議をやって、来年4月からというパターンもありですけどね。

山中啓之議員

2年失うわけですよ。こだわりはないですけども。

中田京議員

すごく残念なのは、普通の生活をしていても、通信交通費はかかるわけですね。それが議員になれば、ましてや動かなければならぬので、当然皆さん、政務活動費を充てるか、充てないかは別にして、それだけのお金を使っていると思うのです。

お仕事でやっている以上、議員活動としてやっている以上は、それを政務活動費で使ってもらうのは、私は当然のことだと思うのですけれども、結果を見ると、12万円全部使い切った方はいらっしゃらないですし、むしろ通信交通費の実績は、果てしなくゼロに近いですよ。

どういように使うかは、それぞれ御自由ですけども、そういうように使えない実態の中で、60万円使い切っている方は、むしろ少数の現実でありますので、せっかく貴重な公金からいただいているお金だから、有効に使うべきだと私は思っています。

ですから、通信交通費のような非常にわかりやすい、ごまかしようのないお金なので、私は使わせていただいているのではないかと思っています。できるだけきっちりするかわりに使えるようにしたほうが趣旨に合っている、そのように考えます。

ですから、さっき山中啓之議員がおっしゃったように、月1万円というのは、自由だったとき、領収書がなくていいときの決まりだから、それが残ったのはいかなるものかということをおっしゃったので、そこは私も同感です。ですから、領収書ということであれば、上限はどこかで必要かもしれませんが、現実問題として、12万円ですら誰も使えないのです。だとすれば、領収書を整えれば構わないという形のほうが、私はわかりやすいと思います。

岩堀研嗣座長

事務局のほうで、事務処理上から何か御意見等ございますか。

庶務課長

高木健議員もおっしゃっていましたが、皆さん月ごとに計算して、按分して4分の1にしてということで、事務局でも月ごとに1万円を超えているか、超えていないかを確認しております。それが年間12枚まとめたような形であれば、確かに確認のしやすさというのはあるかと思えます。

岩堀研嗣座長

12枚とは。

庶務課長

12枚というのは、例えば、4月から1年間分ガソリン代とか通信交通費、電話代のように同じ項目だけが12か月分並ぶような形の集計になります。

高橋伸之副座長

私は、常に毎月自分で、通信交通費は締めているのです。だから、もうほとんど今月分をやれば、請求できる形になっているのですけれども、前年踏襲でやっているから、毎月、上限1万円の通信交通費の部分は、領収書を全部計算しているのです。

さっき高木健議員が言ったように、もう一回1年分まとめるというのは面倒なので、もうできないという話になってしまうのです。

高木健議員

もちろん、そういった意味では、今年度そのまま進めていただいて、今後の話ですから。

高橋伸之副座長

今後、今までと大きく請求の仕方を変えようという人はいるのですか。誰かいれば、それは大変ですけれども、前と同じやり方だというのであれば、別にそれはもうそれで、お任せしてしまってもいいのではないかと思うのです。

高木健議員

今まで月ごとに合計額を出して4分の1按分でやっていたのを、これは12か月分の合計で、按分でやればいいという話ですよ。

高橋伸之副座長

今回それでやるつもりの方はいますか。

中田京議員

それでやれというのなら、私はもう正直言って、レシートをずっと貯めているほうですから、これからやるのです。一応どのぐらいあるかは数えています。

高橋伸之副座長

では、どちらでもいけるのですね。

中田京議員

どちらでもいけます。そんな月ごとにしていません。本当は帳簿をつけなければいけないのだけど。

岩堀研嗣座長

どちらでもできる。

高橋伸之副座長

どちらでもできるというか、決めたらやりますよということ。

岩堀研嗣座長

手引きには、通信交通費の一番初めのところに、1人月額1万円を上限としますというように決められているということですね。

高橋伸之副座長

手引きを改めなければならないのですね。

岩堀研嗣座長

そうですね。

中田京議員

間違えそうですね。

山中啓之議員

今、改めるかどうかという議論をしているのですよね。

岩堀研嗣座長

そうですね。しないと、次からということですね。

この辺の変更に関しては、この会議体で決めることなのかどうなのか。

中田京議員

追加で申し上げると、やはり領収書添付になってから、電話料金も4分の1、ガソリンも4分の1になりました。ですから、4分の1でないころは、1万円、年間12万円だと電話料金も出ないという御意見が結構強かったのです。4分

の1だから、1万円でおさまるのだと思うのです。

でも、実際、皆さんのお仕事、全部詳しくわからないけれども、掛けていらっしゃる電話の大方はお仕事ではないかと、私は推測するのです。だとすれば、まさしく電話なんてというのは、本当に仕事でしているのではないかと思うので、先ほどの意見の繰り返しになります。かつては多かったですよね。電話料金がかかるから、もっと上限を上げてくれという御意見は。

岩堀研嗣座長

私の会派としても、実は、前のやり方に戻すという検討をしてもいいのではないかという根強い意見がありまして、ただ、それは、もちろん常識的に、最低月1万円かかるというのが証明できればという話なのではけれども、それで出た意見としては、来期でまた報酬等の話もあるから、先ほど申し上げましたけれども、そこで一緒になって考えていったらいいのではないかということだったので、自分としては、そのようなイメージでいたのです。ですから、来期だと、途中で決めたとしても、来年度には間に合わないのですか。

高木健議員

事務局に伺いたいのですが、手引きを改正するに当たって、スケジュール的にどういった手続を踏まなければいけないという段取りのようなものはありますか。

庶務課長

手引きに関しましては、条例とか規則ではございませんので、こちらの皆様の会議の中で決めていただいて、あと、それを皆さんの合意で、手引きを修正しようということであれば、可能でございます。

岩堀研嗣座長

では、これに関しては、ここで決められるということですか。

高橋伸之副座長

決められる。

高木健議員

例えば、経理責任者等会議で決めていいと、幹事長会議とか議長の決裁は仰がなくてよいという解釈ですね。

庶務課長

ただ、それに伴って規程の整備等、規程の様式等に変更が出てまいりますので、そういったことには、規程改正ということで、幹事長会議等で説明させていただくような形になります。手引きはないのですけれども、規程を変更する必要がございます。

山中啓之議員

提案ですけれども、いいですか。例えば、中田京議員やほかの方もおっしゃっているように、本来の趣旨からすると、今期は1万円である領収書をつけた時点で崩れていると考えますし、政務活動費の支出の本旨に基づけば1万5,000円でも2万円でもいいと私は思うので、できないことができるようになるので、それで政務活動がしやすくなるのであれば、大いに資することはやるべきだというのは議会の姿勢として示すべきだと思います。

一方で、高橋伸之副座長みたいに従来守ってきた方が、お互いのニーズを満たすために、ここで決められるというだけの話でしたら、ほかにもいらっしゃるかもしれませんし、使いやすくすることで我々が一丸となるのであれば、本来のほうに直して、ただし、今年に関しては、月ごとの報告でもいいというような時限立法ではないですけれども、申し合わせ程度ならば、ここで決められるならば、フレキシブルな決め方をして、過渡期ということで、今年1年の報告の仕方を二つにすれば、誰も損しない話だと思うのですけれども、何か一本にしなければいけないという必然性を私は感じないのです。市民に対する説明ができればいいのではないですか。ここで決まったのだから、今年度だけは、月でも年でもいいとしてはだめなのではないでしょうか。

高木健議員

今の話なのですけれども、もとに戻すといった場合、月1万円を上限とする、領収の添付は必要ないという話のもとに戻すということなのではないでしょうか。そういう問題と1か月単位、12か月、1年まとめてという話と、領収書添付あり、なしという話は、また、これは別の話になってくるのですが、もとに戻すというのは、1か月1万円、領収書なしに戻すという解釈でおっしゃられたということですか。

山中啓之議員

私はその話をしていなくて、それは、先ほど岩堀研嗣座長がされた話で、多分次の……。

岩堀研嗣座長

それは、そういうことです。ただし、きちんと1万円以上かかるということが常識的に誰もが納得するような形であったら、そういった議論をまた、もう一回してみるのもいいのではないかと。やはり、一つ一つ領収書をつけますと、ものすごく線引き等が細かくなってしまいうという大変さもありますし、ですから、そういったところからですね。

例えば、こちらにして使えない部分は、報酬からそれぞれの議員さんが補ってやっているわけなので、報酬と併せて考えていきたいと思いますというように、私どもの会派としては、そういう意見でした。

これ、私のほうで、本当に1万円から年12万円の枠で見直しということ、この会議体で決定していいのかどうかというのは、本当にそうなのかという思いがあるのですけれども。

山中啓之議員

先ほど、いいと確認されましたよね。物理的には。

岩堀研嗣座長

庶務課長のほうからそのように言われたのですが、果たしてそうなのかなというところは、少し晴れないところだと個人的には思っています。

山中啓之議員

個人的に話してくだらないと、何もできない。

中田京議員

岩堀研嗣座長は、どこで決めるべきだと思いいなのですか。

岩堀研嗣座長

それが明確に整理できていないのですけれども、例えば、ホームページに領収書を公開するとか、政務活動費そのものの額を変更する等は、幹事長会議にかけて、議会としての決断をするわけなのですけれども、今回のこの件がそのレベルに値するかどうかというところの判断で、少しはっきりと確信が持てないという状況です。それで悩んでいるというところです。

山口正子議員

今回要望もあった、そしてテーマになった、議題になったということもありますので、ここでの意向を、ある程度決めておいたほうがいいのではないかと思うのです。私は領収書つきで1万円から12万円にしたほうが、より政務活

動費を有効に使えるというような話もありますし、最初のときは、11月までになるのかわかりませんが、両方やりながら新年度1万円から12万円までの領収書つきでやるという方向がいいのではないかと考えております。毎月出す人は、毎月出してもいいというように考えます。それでやってみてということですね。

高木健議員

手引きには、月額1万円というように書かれているのですが、これは領収書不要で1万円という規程があった時代に、そのように手引きで定められたものと思うのですが、現在その透明性の確保のために、領収書を添付しましょうと。領収書を確保できるのであればという話で進んでいるわけなのですが、基本的に政務活動費の領収書は1年分まとめて、3月31日締めで処理するというのが原則であると思うのです。

それを考えると、12か月分まとめて、上限12万円という形でもなじむのではないかと私は思うのですが、ただ、高橋伸之副座長のように、1か月単位できちんと取りまとめていただいている方もいらっしゃるのです、その辺は裁量なのですかね。1年分、あるいは1か月分単位というのは、これでいこうというように決まれば、それでいいのではないかと考えるのですけれども。

高橋伸之副座長

直すのは、幾らでも直せます。

高木健議員

今年度分は1か月単位で、問題は来月4月以降、12月以降、あるいは来年4月以降どうするかということです。

増田薫議員

これは移行期間でどちらでもいいというのも、それもいいなと思って聞いていたのですが、事務局的には、チェックするのはどちらでもいいという感じなのですか。この人はこっちだ、この人はこっちだと、それはそれで何とかなるのですか。

庶務課長

事務局は手引きに則ってやっていますので、手引きに毎月1万円とあれば1万円になっているかどうか確認させていただきますので、12万円の方と1万円の方が混在しているというのは、少しまずいかと思います。

山中啓之議員

手引きにそう書いてあれば、やらざるを得ないですよ。どっちみち変えるのだから。

高木健議員

統一規格が望ましい。

庶務課長

この手引きが変わって、例えば、平成30年12月からとか、31年4月からは、年12万円にするというように変更があれば、それに合わせて確認させていただきます。

岩堀研嗣座長

わかりました。そうしたら今回の作業に関しては、現行どおり月1万円にしてください、その後どうするかに関しては、今、この会議の中で、年間でいいというようなことであれば、そういう意見が上がりましたということで、議長のほうに御報告させていただいて、それで、また5月に会議がございますので、その場で、改めてその後のことに関しては、議長とほかの方々の意見も確認した上で、年間12万円の枠でやりましょうということで、決定を諮るといふことではいかがでしょうか。

山中啓之議員

会派で1回会議をするのでしたら、年間12万円すら柔軟にしてもいいのではないかと思います。皆さんが12万円でもいいならいいのですけれども、月1万円が崩れている以上、別に12万円ではなくてもいいのではないですか。それも含めて話し合ってきていただきたいので、会派に投げてください。

高橋伸之副座長

年間12万円をなくして。

山中啓之議員

そう。領収書があつて4分の1ならいいのではないですか。パソコンだつて60万円とか、現実一本で載せている人だつていないではないですか。

高橋伸之副座長

それって、でも……。

山中啓之議員

考えはいろいろなのでいいのですけれども、いるかいないかは別として、柔軟にするという趣旨です。条件を取り払うかどうかも含めて、額も含めて話し合ってきてくださいにしたほうが効率はいいと思うのです。12万円がいいなら、12万円でもいいです。結果としてそうなるのはいいけれども、投げかけとしてです。

岩堀研嗣座長

いかがでしょうか。

中田京議員

月1万円、領収書なしでいいと言われたときから、ずっと領収書で通信交通費を計算してきたのです。大体私はあまり電話もしないし、役所へ来る以外に車に乗らない人なのですけれども、大体18万円ぐらい、20万円欠けるぐらいなのです。4分の1ではなくて、満額です。

ですから、4分の1でやっていると、繰り返しますけれども、12万円はかなり使うの大変です。だからこそ、取り払っていいと思います。要するに、ずっと車に乗って、地球何周もするようなほど皆さん暇ではないから、そんなに通信交通費ばかりお金はかからないと思っているのです。電話が少しどうなるかはわからないですけれども、4分の1という、いわば縛りがありますので、そんなに通信交通費だけで、60万円全部使い果たすということは難しいと思うから、大丈夫だと思います。ですから、上限をかけなくても、通信交通費だけで使い果たしましたということはおきないだろうと。

山中啓之議員

私は、昨年交通費を1円も計上していないのは御存知のとおりですけれども、自分の世界だけで話をすると、すごく矮小化してしまうおそれがあるので、ほかの議員の活動をより円滑にする可能性を担保するという意味で、枠を取り払ったほうがいいと思っています。

考え方は人それぞれだと思うのですけれども、住民訴訟等が起きたときには、結局最後は自分が責任をとるべきものですし、ここまで言うかどうか迷ったけれども、言ってしまうと、申し合わせ事項が守られていない現状があって、結局それは最後、本人が添付していないものがあったり、少し不備があったり、私も昨年指摘しましたがけれども、そういうのも、ご本人が最後は判断されるものなので、1万円に固執する理由はないと考えます。私は使わないけれども、ほかの人から使うという人は出ていないけれども、担保としては法の趣旨に則ると、別に要らないのではないかと考えています。個人的な見解です。

桜井秀三議員

岩堀研嗣座長、表決を取っていただけますか。

岩堀研嗣座長

そうしたら、まず、年1万円から年12万円の見直しに関して、この会議の意向として、その部分に関しては年12万円の枠でいいということでしょうか。それについて持ち帰っていただいて、こちらも議長に報告しますけれども、本当にそれでいいかということも確認をとりながら、次に決定する。

年12万円の枠に関しては、②の携帯電話のところで先に議論させていただいた上で、最後に少しまた判断できればというように思います。

②のほうにあってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩堀研嗣座長

携帯電話料金の支出項目（オプション等）についてですが、これは携帯電話料金を申請していただいていると思うのですが、例えば、最近になりますと、家族のパックみたいなものがあるのですか。ああいうような形で明細書が出てきたり、いろいろなアプリ、オプション等をつけられるではないですか。家族の部分は除いてですけれども、総額の4分の1を計上している方もいらっしゃるれば、基本料金のみを4分の1計上している方とか、申請の方法がばらばらなようですね。どのような形で統一していったほうがいいのか、その辺のことで意見のある方はいただきたいと思います。

山中啓之議員

全容がわからないので、何か問題が出ているのですか。

岩堀研嗣座長

これを御提案いただいた方は、どなたでしたか。

鈴木智明議員

会派の中で、全額請求している方もいれば、また自分の部分だけを請求している方もいるので、ばらばらなんです。ですから、全体的に確認したら、自己責任でやっていけばどちらでもいいのではないかという回答があった形です。

山口正子議員

この件については、昨年こういう政務活動費を見た中で、出た意見だったのではないかという気がするのですが、基本料金だけの人もいるし、そうでないものもある。

高木健議員

合計金額ですね。

山口正子議員

合計金額もあるのかというのは、出ていましたよね。今回このテーマを出された方がいらっしゃるのかどうかわかりませんが、去年そんな話が出ていたと思いました。

増田薫議員

いずれにしても請求するのは4分の1なのですよね。ですから、それはもう私はいいのではないかと思います。

山中啓之議員

どちらでも。

増田薫議員

どちらでもいいと思います。いずれにしても4分の1だから、自分のところだけで4分の1にすると、随分少ないと思いますけれども、それはその人のやり方だから。

岩堀研嗣座長

事務局としてはいかがですか。作業するに当たって、できれば統一しているほうがやりやすいのではないかという思いがあって、伺っているのですけれども。

庶務課長

事務局といたしましては、いろいろな携帯電話の会社等ございまして、請求書、領収書とか形も違うので、なかなか見にくいところもございます。統一していただいたほうが、確認のしやすさというのはございますけれども、今のところ、出していただいた自己申告の中で、金額を確認させていただきたいという状況でございます。

山中啓之議員

正直、全容がわかりません。というのは、これ、もう毎年新しい「何とか割」というのは、各社から出してしのぎを削っている業界なので、家族分持ち越せるとか、アプリとか、ですから、問題が起きたらそれに対処することのほうは現実的だと思っています。今、特に事務局から、統一するというのはなかなか難しいですね。会社が違うから限界があると思うので、何か大きな問題があれば指摘していただきたい。議会としての信頼を下げないためにもというのが1点と、もう1点は、私も4分の1がいいと思っているのですが、改案の内容がわからない以上、市民から見たときに明らかにおかしい支出が何なのかを話し合ったほうが、それがわかればいいだけなのです。アプリでも、メールアプリであれば必要と言われるかもしれませんが、遊び系のアプリであれば、それが発覚したら、それは問題になるでしょうね。そういう具体的な話をしていったほうがよろしいと思います。

山口正子議員

そうしますと、昨年度分からホームページで公表されているわけですね。それで、こういうことに対してわかりにくいとか、どうして統一していないのだとか、そういう市民からの声というのが寄せられたのかどうか。政務活動費に対する声というのをお聞きしたのかどうか、少し忘れたのですが、特に、この電話料金等に対して、どんな声が出ているのでしょうか。

岩堀研嗣座長

昨年7月からでしたか、領収書をホームページ上で公開できるようになったと思うのですが、それから何か市民の方からの問い合わせだとか、御指摘という状況について、教えていただけますか。

庶務課長

状況と申しましても、お電話を2件ほど。インターネットで見られるようになっておりますけれども、お問い合わせ自体は2件ほどしかございません。携帯電話の領収書等についての問い合わせは全くございませんでした。

増田薫議員

ちなみに、どんな問い合わせだったのですか。ぜひ聞きたい。

庶務課長

今覚えているのは、交付した額と支出した額で、支出した額のほうが多いけれども、どうして多いのかというようなこと。普通であれば渡した額以上に使

えないのではないかというお問い合わせをいただきましたので、政務活動費として支出した金額以上の支出は自己の費用でやっていただきますというお話をさせていただきました。

岩堀研嗣座長

そうしましたら、この件に関してはそれぞれのやり方で、事務局の事務負担という思いがあるので、その辺のところに関しては、今後念頭に置かせていただきながら、とりあえず、今の段階では、現状どおりとさせていただければと思います。

高木健議員

基本的には、基本料金、通話料、アプリケーション、その他もろもろ、いろいろあると思うのですが、最近だと、クレジットのドコモ払いみたいなものも決済の中に含まれているパターンがあるので、そういったものが領収書として計上されないように気をつける必要があると思います。皆さんにも御注意いただければと。

高橋伸之副座長

知りませんでした。

山中啓之議員

出すほうの問題ですよ。

高木健議員

そうですね。

DELI議員

それは普通に買い物をした金額も含まれるということですか。

高木健議員

買い物をドコモクレジット決済で払うことができるのです。

高橋伸之副座長

そうすると、まとめて来てしまう。

高木健議員

まとめて来てしまうのです。

山中啓之議員

見えづらいですね。本人も知らずにやっていたら危ないですね。

高橋伸之副座長

それはありますよね。

高木健議員

別の費目が、電話料金で支払いがかかってくるので。

高橋伸之副座長

なるほどね。

増田薫議員

そういううっかりのことがあるかもしれないから、そのためにも、そういうことがないか確認するということなのですかね。

岩堀研嗣座長

基本的には、きちんと説明できるような形で書類を提出していただきたいのと、今、時代の変化に伴って、いろいろ契約の方法等も変わってきているので、その都度、問題に当たったときに、具体的に対応策というか、議論ができればいいと思います。よろしくお願いします。

あと、もう一点、これ以外に課題を投げかけさせていただきたいのですが、駐車場料金の計上についてです。駐車場料金に関しては、通信交通費の中で、現状100%適用できるのですね。

この扱いについて、恐らく1年間を通じて、駐車場料金の領収書をそろえていただいている方がいらっしゃると思うのですが、この辺のことについて、もう少し詳しく扱いを詰めていきたいというように思います。

この辺、少し高橋伸之副座長のほうから説明いただけますか。

高橋伸之副座長

前回も出させていただいた市の行事とか、そういうのに行った場合、私は請求したのですが、松戸市議会政務活動費の交付に関する条例に……。

中田京議員

何条ですか。

高橋伸之副座長

6ページと7ページの一番下に通信交通費の内容、広報及び広聴活動に要する通信交通費ということで、市の行事とか、そういうのもこれに入るかというのが微妙なのかなと思っているわけです。例えば、行事へ行って、写真を撮ってSNSに掲載しました、それは広報活動ですよ。それが本当に広報活動になるのかわからないですけど。それとも、その行事に行き、人とお話ししましたよ、広聴活動ですよ。それを自分で説明できればいいと言われれば、それまでなのですけれども。その辺を、市の行事に行ったので、有識者に広聴したと見ていいのかなと。その辺がどうなのか。

中田京議員

私も、高橋伸之副座長以上に駐車場料金を計上している人なので、よくわかります。疑問もよくわかります。これは条例になるから、少し難しいと思うのですけれども、この会議で、そういう市の行事であるとか、市民の活動を見るとき、そういうことは構わないと了解しておいて、どこかで条例改正が必要になったときに、例えば、広報広聴活動、調査活動というようなことを一緒に入れるように、将来的に準備しておくというのであればいいのではないかと。調査であれば、市の行事を見せていただくというのは、実際にどういうことをしているかを調べることになると思うので、もっといい表現があればそれでもいいのですけれども、そういう形はどうかと思いました。

高木健議員

去年の経理責任者等会議のときにお話しさせていただいたと思うのですけれども、駐車場料金の領収書に備考欄として、例えば、市が主催する〇〇というイベントに出席するためとか、市民の方の相談に応じるため駐車場を利用したというただし書きを一筆書き加えてはいかがでしょうか。それが一筆書かれていることで、すぐ明確になりますので、そういった形ではいかがかと思うのですが。

中田京議員

お答え申し上げます。実際にそうして1枚ずつ張りつけますので、目的、何をしましたかとチェックするところとか、あとは行き先などがあるので、例えば、市の公共施設でやっているイベントであれば市民会館と書いたり、それから、本当に公の行事であれば行事の名前を書いたりしているから、実際にそうしているつもりです。

高橋伸之副座長

やっています。

高木健議員

それであれば、問題ないと思うのですが。

高橋伸之副座長

領収書ではなくて、支払証明書のその他欄で書くところがあるではないですか。

高木健議員

その他ですね。その他備考欄。

高橋伸之副座長

その辺の解釈が、市の行事以外でも、例えば、ボランティアの発表会等に行くときに、駐車場がなくてコインパーキングに停めるわけですよ。そういったものって、今まで皆さんは何百円だから請求しなくてもとやっていると思うのですけど……。

中田京議員

積もると大きいです。

高橋伸之副座長

そう、ちりも積もればなのですよ。ですから、そういったものでも認めていただけるというのは、前回この中で話し合っ、いいですよという話になったと思うのですけれども……。

山中啓之議員

使っている御自分から疑問を呈されていて、誰も問題にしていないのですよ。

高橋伸之副座長

いいのかなって。

中田京議員

将来、条例改正をするときに変えるのではないですか。

高橋伸之副座長

ここで言われて指摘されたときに、記載内容と違うのではないかとされるのが、少し怖いなというだけです。

岩堀研嗣座長

実態と条例のギャップがあると思うのですが、この条例の文言というのは、どこから来ているのですか。どうしてこういう文言にされたのか。

庶務課長

条例については、平成13年に政務調査費というものができるときに、全国市議会議長会が標準的に作成したものをたたき台に、当時の検討協議会の中で決めていただいたものでございますが、通信交通費という部分については、松戸市のほうで入れたものでございまして、国のほうの中に入っているものではございません。

先ほど、中田京議員おっしゃっていましたが調査研究費の中には、他市に調査へ行く際の旅費等が入ってまいります。研修で行くのであれば、研修費の中に負担金等、旅費も入ってきます。ただ、広報広聴活動に関する通信交通費だけは調査研究費や研修費ではなくて、通信交通費の項目で出せるものです。

中田京議員

あまり長くしたくないのだけど、そういうふうにおっしゃるから、高橋伸之副座長が困るという御発言があったのではないですか。ですから、私たちの活動は、議員として市内でいろいろなものを見せていただいたりしているけれども、それについて、みんなにお知らせするとは限らないし、そのときに必ずどなたかから御意見を伺うかどうかとも限らないわけで、実際に、どういふように公金を使って、その行事を行っているかというのを見せていただく部分は結構あると思うのです。

それから、市民の方たちが議論していらっしゃるのを、ただ聞かせていただくのは、それも広聴になるのかもしれませんが、広報広聴活動だけであるから、どんなものかという御意見が出たわけで、そこでそういうふうにおっしゃったらもとへ戻ってしまうと思います。確かに、調査と言われたら、市内でどこかで何かを見てきたら全部報告書を書くということになってしまうので、それはかえって動きにくいです。

庶務課長

そのために、通信交通費で落とせるような経費でございます。もし調査であれば、調査届を出していただいて、報告を出していただいて、調査研究費で落

とすというような形もございます。

鈴木智明議員

例えば、一人の市民の方から御相談を受けるため駐車場を使用したり、あるいは、市の音楽祭等の公式な行事であれば、使えるとすぐわかるのですが、5人とか6人の小さな団体が主催している行事に参加するとなったときに、駐車場料金は使えるのですか、使えないのですかという判断がつかないので、その辺をどうしましょうかという類の話だと思います。

高橋伸之副座長

そこは使えるのです。

鈴木智明議員

使えるのですか。失礼しました。

庶務課長

議員のほうで、支払証明書の中に、目的をチェックしていただいたり、書いていただいていますので、こういう目的で使うというように説明していただいて、立証していただければ、それはもう使えます。

高橋伸之副座長

自分から投げかけておいて、面倒になって申しわけない。

岩堀研嗣座長

恐らく、条例を変えるということに関しては、幹事長会議を通じるなどの手続きを経て、議会として決定するというようになってくるわけです。ですから、今回の皆さんがやっている収支報告書をまとめる作業に関しては、今までどおり市民に対して、きちんと政務活動費の使途を明らかに説明のつくように、整えていただいて、言い方に語弊があるかもしれないのですが、条例が最初から完璧なものではなく、実際にこうして議論していく中で、条例と実際が見合っていない部分が出てきたと思うので、こういった状況がありました、条例の改正についてどうしていくか考えていくことも、今後必要なのだということで、この会議体として意見が出ましたということ、まず、議長なり幹事長会議なりに上げていく形でどうかと思いました。

ですから、この会議としては、少し実態と条例の文言が合わないのではないかという雰囲気での意見がありましたということで、お伝えしたらどうかと思うのですが……。

山中啓之議員

少し私は違います。よろしいですか。

岩堀研嗣座長

違いますか。

山中啓之議員

そういうお考えもあると思うのですがけれども、私はこの通信交通費に、例えば、イベントとか来賓で行くのが広報広聴活動に資するかどうか確信が持てないから一切計上していないのであって、お二人は少なくとも、どちらかに合致すると思って、確信して使っていらっしゃるわけですよね。でなければ、おかしいわけですよね。条例なのだから。条例違反という話になる。

それと、もし実態が違うのだったら、まず、実態と合っているという前提で話を進めないとおかしくなってしまうのではないですか。例えば、今、使っていない人が来賓だとか、市のイベント等で行くのものにも適用できるように話し合いをしましょうというのであったら話はわかるのですがけれども、使っておいて、それが是か非かなんていう議論はないはずで、しかも、条例が合っていないから実態に合わせましょうというのは、過去に計上したものに対して言えないはずだと私は思っています。条例違反していたのかという疑いを、自ら確信がないと言っているようなものではないですか。

それはこの会議として、そういう投げかけ方は、私は少なくとも違う考えで、皆さん確信していらっしゃるから、広報活動なの広聴活動なのと言われたら答えられなければおかしいはずで、こう思って使っています。私は確信がない。ですから使っていない。それだけの話です。

今後の話として、それを使えるようにしましょうというのであれば、通信交通費かどうかわかりませんが、調査研究費なのかわかりませんが、そういうのを広く計上できる項目を話し合うというのであれば、話はわかるのですがけれども、今、使っているものとか、もう計上しているものに対して、条例が合っていないというのは違って、条例は合っているのですよ。みんなで決めているわけですよ。そういう理解にしたほうが正しいと思うのです。法令を遵守しましょうという、それだけの話です。

岩堀研嗣座長

私も少し説明がうまくできていなかった部分もあるかと思いますがけれども、条例に位置づけられていることは大変重要なことですので、そのところは慎重に捉えていかななくてはいけないというように思います。

鈴木智明議員

例えば、公金を投入して、何か市の行事が行われていますという、やはり議員として、その公金がどのように使われているのかチェックしたり、そういうのも大事だと思うのです。そのときに広報広聴活動という言葉とは少し違う、また別の意味合いもあるので、そういった姿勢も踏まえて、考えていただければと思っています。

岩堀研嗣座長

ちなみに、この駐車場料金の取り扱いは、他市のケースですと、どのような感じになっているか把握されていますか。

庶務課長

他市はあまり聞いたことがございません。

岩堀研嗣座長

聞いたことがないというのは、駐車場料金を政務活動費として計上できることがないという意味ですか。それともどうなっているのか、そもそもわかっていない。

庶務課長

そうですね。通信交通費というものを他市が持っていないものですから、そもそも詳しく調査したわけではないのですけれども。

中田京議員

制度改正のときの記憶なのですが、国へ陳情に行くときの費用も政務活動費を使っていいというような市議会議長会からのモデル例示があったように記憶します。ただ、それは、ここでは議員活動ではなくて、政治活動ではないかという議論をしたように記憶しているのです。

そうすると、私たちの場合は、東京都へ行くのであれば数百円で行けるけれども、例えば、もっと遠いところの地域だと、霞ヶ関まで陳情に行くとしたら、千円も何万円もかかってしまうことだってあるわけで、そのときの通信交通費ということが俎上にあっただと思うのです。私たちは、そういうことをしないでおこうということになったので、そういうことは、それぞれの報酬の中でやることであって、政治活動だから議員活動ではないという判断をして、そうすると、残りは広報広聴活動しかないからという書き方でこうなったのではないかと、私は理解しているのです。ほかに通信交通費が出るようなものはないだろうというようなことで。

ですから、鈴木智明議員も言ってくださったので、公費で行っている行事等を見に行くということを、広聴活動であるというように考えるしかないのが、今の条例解釈でわかると思います。

ただし、別に条例違反をしているとか、そういう話ではなくて、書いてあることとやっていることを、よりそぐわせるという意味では、表現を検討したほうがいいのではないかという座長の御意見に、私は賛成します。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。よりいい表現があれば、変えていければいいのではないかという問題の提起ですね。

高木健議員

例えば、市の行事を見に行く場合は調査研究費とか、市民の方の相談に応じる場合は広聴費とか、そういった費目に、今まで通信交通費が使われていたものを細分化するという話になってくると思うのですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

中田京議員

違う。

高木健議員

違う。

岩堀研嗣座長

まず、今回の書類提出に当たっては、現状の組織の中できちんと説明のつくような形であらわしていただきたいと思うのです。今後に関しては、駐車場料金について提案なのですけれども、例えば、公務として案内が来る行事がありますよね。議員に対して出席要請とか、今度のさくらまつりもそうだと思うのですが、そういったものについての駐車場料金であれば認めてもいいのではないかとか、その辺ですみ分けをしてあげるのも、明確にできるのではないかという気はしたのですけれども。

中田京議員

いや、むしろ、それは自己判断だと思います。ですから、どこへ何時に行つたと、きちんと一つずつ書かなければいけないので、それさえ書いてあれば、あとは見てくださいでよろしいのではないですか。

それに、こういうことを言っただけであれですけれども、例えば、常任委員会の

委員長だけ御案内が来るものもあります。でも、そういう人でなくても、議員として見たいと思えば行ってもいいわけですから。ですから、御招待云々はまた別問題ではないかと思えます。

高橋伸之副座長

議員として、自身が議員の活動で行っています、そのために駐車場を使いましたということであれば、請求していいのではないかと思えます。それで実際に請求していたから、それが行事や何であったりしても、議員としての活動の一環でやっているのです、それを否定されてしまうと前回の話が無駄になってしまうのですね。

中田京議員

同じです。

高橋伸之副座長

ですから、それを確認したかっただけなのです。

岩堀研嗣座長

では、まずはきちんと説明がつくような形で、自信を持って政務活動費だというようなことであらわしていただいて、今後条例の文言に関しては、的確な表現の仕方があるのではないかという意見が上がりましたということで、投げかけさせていただきたいと思えます。

山中啓之議員

一周回って現行どおりですね。

岩堀研嗣座長

そうです。検討事項は、以上3件となります。

中田京議員

前年度気になったことが一つございまして、今ではもう一つございます。それはクレジットカードの支払いについてですが、3月に何か経済活動してお金を使ったのだけれども、決済が4月になってしまうということがあります。電話料金に関しては、会社の都合で3月の分が4月にならないと、これはわかりません。でも、クレジットカードの場合には値段がわかっているので、でも、4月の決済がいいのかどうか、つまり、年度を限った予算ですので、はっきり言って、前年の3月までの政務活動費で、4月に支払いが発生するものを使っ

ていいのでしょうか。それは本当に公金の使い方として、正しいのかどうかというのが私にはとても疑問だったのです。

ガソリンをクレジットカードで支払っている方もいらっしゃいますので、例えば、申し合わせとして、年度を越す決済の発生するクレジットカードの使用は控えるとか、そういうことは気遣いとして必要ではないかと思いました。市役所のほうで、そういうことは認められているのですか。例えば、職員の方がクレジットカードを使って支払いました。4月に決済でした。構いませんと言って、前年度予算で立てかえるということはあるのですか。

庶務課長

役所にクレジットカードの支払いはないです。

中田京議員

ない。

庶務課長

電気料金、電話料金は3月使った分ということで、4月に請求が来るのですが、ガソリン料金となると、給油したのは3月で、支払いはその場で払っていただければ3月なのですけれども、クレジットだと次の月に来るといことです。

中田京議員

私は、多分よろしくないのではないかと危惧しているのですね。

庶務課長

市役所の場合ですと、出納整理期間の4月とか5月の間に、前年度の分として支払うことはございますけれども、3月までにきっちり支払いが終わらないものは、4月、5月頭ぐらいまでは、前年度の分として支払っております。

中田京議員

クレジットカードでも大丈夫ですか。

庶務課長

クレジットカードの場合は。

中田京議員

ですから、これは市民から疑問で投げかけられたときに、答え切れるのか心配なのです。

高木健議員

クレジットカード以外なのですけれども、印刷機の紙やインクの発注については、3月利用分は銀行引き落としなのですけれども、3月利用分は4月の引き落としになってしまうのですね。クレジットカードを使った、使っていないではなくても、契約でそういうことになっている。

岩堀研嗣座長

その辺に関しては、基本市役所の仕組みと合わせてあげたほうが、多分市役所の会計処理するところもやりやすいと思うので、市役所の仕組みを調べていただいて、それに合わせる形がよろしいのではないかと思います。

あと、支払いは翌年度になってしまうのですけれども、基本的に考え方というのは、その月に使用した電気料金等もそうですけれども、使用した時点で、もうそこで請求は発生するので、本来は3月の支払いなのですよね。それを、いろいろ手続上、次の翌月にもらうだけの話なので、考え方としては3月に発生したものというように考えていいのではないかと思います。

中田京議員

市役所のほうで、発生主義で構わないという御判断があるならば、こちらも責任をとらなくていいので、いいと思います。ただ、決済というか、お金が出たといったときに発生だという考え方をすると心配だと申しました。

高木健議員

注文した物が届いた日とか、そのあたりの日を基準にしてよろしいということですね。

岩堀研嗣座長

恐らく発生主義だというように思いますけれども、いま一度確認していただいて、また次の機会に御報告させていただければと思います。

では、冒頭の話なのですけれども、通信交通費の年12万円という金額を、もう少し柔軟にしたほうがいいのではないかと御意見がございましたけれども、これの扱いについてどうしていくか。

高木健議員

これは2種類ですよ。今まで1か月単位で扱っていたものを、年単位にするかどうかという部分と、月額1万円という上限であったものを、年12万円の上限にするという部分と、要するに、期間の問題と上限の問題とポイントは二つですよ。

岩堀研嗣座長

年間トータルの12万円を、もう少し変えてもいいのではないかというお話ですね。

山中啓之議員

唯一議会として、市民に対して説明責任という意味で言えば、後退しないほうがいいと思うのです。ですから、領収書なしの1万円に戻せというようにおっしゃったのですけれども、1万円から12万円の金額を12万円にこだわらないというのはありだと思います。領収書添付の有無というのは、あまり私は戻らないほうが、世間からは理解が得られるだろうなと思います。これは私の感覚かもしれませんが、領収書がついたのだから、12万円、月1万円はこだわる必要はないという理屈ですので、それだけです。

高木健議員

やはり、昨年7月から市民への政務活動費領収書の公開も始まったことですので、領収書の添付は、今後もきちんと義務づけたほうがよろしいのではないかと思います。上限に関しては、ほかの会派の議員も含めて、議論する必要があるのではないかと思います。

渋谷剛士議員

その辺も含めて、おそらく山中啓之議員の御提案では、この辺の月から年という中で話し合うのだから、12万円の有無というものも、少し話し合ってみてはどうかという御提案だと思うので、それでよろしいのではないかと思います。

岩堀研嗣座長

では、そのような形で投げかけをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

増田薫議員

ひっくり返すようで悪いのですが、そこに、私たちの会派では、政務活動費を後払いにしたかどうかというのを、前からずっと提案しているのですけれども、そういう意見もあるということも持ち帰っていただけないでしょうか。

山中啓之議員

交付自体が、京都府京丹後市のようにですね。

DELI議員

前のときに、事務手続が少し煩雑になるというのがあったのですけれども、後払いだったら、そういうのが起きないのかなと。

増田薫議員

普通の会社ではそうしています。

岩堀研嗣座長

それですと……。

DELI議員

今の話全部ひっくり返してしまう感じですが。

増田薫議員

すみません、本当に。

岩堀研嗣座長

例えば、極端なお話なのですけれども、本当に手持ちのお金がない議員がいらっしゃったとして、後払いになってしまうと経費として使えないという問題も、出できてしまう可能性が考えられる。

DELI議員

月5万円を立てかえられないということですか。

高木健議員

交通費だけ後払いにするというのもありかと。

岩堀研嗣座長

極端な例なのですけれども、仕組みとしては、そういうような仕組みになってしまいますということ。

増田薫議員

そういう意見もあるということで、すみません。

DELI議員

大きく変えるのであったら、そういうのも含めて考えていきたい。

中田京議員

それは、どこか自治体で例はありますか。

DELI 議員

あります。去年、紹介したと思うのですけれども、あります。

中田京議員

せっかくおっしゃっているのだから、事例の自治体にお問い合わせを事務局からいただいて、事務局自体がそういうことができるかどうか考えてもらうということにしておいたらどうでしょうか。チェックしてもらおう。とても無理ですというなら、その理由を聞いたら御提案の方たちも理解できると思います。

岩堀研嗣座長

わかりました。そうしましたら、事務局のほうで実態的なものを調べていただいて、この件に関して、その御報告は、次の会議でもよろしいですか。

高木健議員

通信交通費は、政務活動費と同じ枠内にあるのか、別の枠になるかということですよ。

中田京議員

それはわからないでしょう。

高木健議員

政務活動費の枠と別の枠であるならば、それもわかるのだろうけれども、少しその辺は調べていただいて。

増田薫議員

全部。

高木健議員

全部同じ枠なのですか。同じ枠で、通信交通費だけ後払いにする。

中田京議員

要するに、領収書を持ってきて、伝票で整理しなさいという御意見でしょう。

DELI 議員

そうです。普通の会社と同じように。

岩堀研嗣座長

では、長くなりまして、申しわけございません。

検討事項については、このような形で終わりたいと思います。

(2) その他

岩堀研嗣座長

最後何かどうしても、これから一生懸命収支報告書を作成していただくに当たって、確認しておきたい事項に関して何かございますか。なければ、終わりにしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩堀研嗣座長

それでは長時間にわたりまして、大変お疲れさまでした。
以上で、経理責任者等会議を終了いたします。ありがとうございました。

座長散会宣告

午後2時56分